

山梨県公報

第二十五号

令和元年

八月五日

月 曜 日

目 次

- 令和元年度製菓衛生師試験の実施……………一九九
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………二〇〇
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二〇一
- 特定計量器の定期検査の実施……………二〇一
- 公共測量の終了……………二〇四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二〇四
- 開発行為に関する工事の完了について……………二〇四

告 示

● 令和元年度製菓衛生師試験の実施
製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、令和元年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和元年十一月二十六日(火)午後一時十分から午後三時三十分まで
- 二 試験場所

- 1 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
- 2 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

山梨県公報

第二十五号

令和元年八月五日

四 受験資格 次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの
- 5 受験願書等の提出先 受験願書等は、住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所)(支所を含む。以下同じ。)(甲府市にあつては、甲府市健康支援センター生活衛生薬務課)に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。
- 6 受験願書の受付期間 令和元年十月七日(月)から同月十一日(金)までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真(出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦九センチメートルかつ横五・五センチメートル(名刺型)のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)一枚
 - 5 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免許を受ける資格を有することを証明する書類
 - 八 受験手数料 九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合で

も還付しない。）

九 合格者の発表 令和元年十二月十一日（水）午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問合せ先

| 所属 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------------------|--------------------|---------------|
| 山梨県福祉保健部衛生薬務課 | 甲府市丸の内一丁目六番一号 | 〇五五―二三三―一四八九 |
| 山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課 | 甲府市太田町九番一号 | 〇五五―二三七―一三八二 |
| 山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課 | 韮崎市本町四丁目二番四号 | 〇五五―一―二三―三〇七一 |
| 山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課 | 山梨市下井尻百二十六番地一 | 〇五五三―二〇―二七五二 |
| 山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課 | 南巨摩郡富士川町鰻沢七百七十一番地二 | 〇五五六―二二―八一五二 |
| 山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課 | 富士吉田市上吉田一丁目二番五号 | 〇五五五―二四―九〇三三 |
| 甲府市健康支援センター生活衛生薬務課 | 甲府市相生二丁目十七番一号 | 〇五五―一三七―二五五〇 |

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

| | |
|--------------------------|--------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 | 住所 |
| ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健 | 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号 |

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称（仮称）ダイレックス德行店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市德行一丁目三十六番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

| | |
|--|----------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 | 住所 |
| ダイレックス株式会社 代表取締役 新穂芳昌 代表取締役 才津達郎 代表取締役 多田高志 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地 |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和二年三月二十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千四百二十五平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 五十七台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり

- (2) 収容台数 十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 七十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 十六立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 三箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和元年七月十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月五日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 綿半ホールディングス株式会社 代表取締役 野原莞爾及び野原勇 長野県飯田市北方千二十三番地一
- 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半スーパーセンター富士河口湖店 山梨

県南都留郡富士河口湖町船津字南八津四千九百十番外及び富士吉田市新倉字流二千七百二十九番外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 変更前 | 株式会社綿半ホームエイド 代表取締役 御堂島司 長野県長野市南長池二百五番地 | 変更後 | 株式会社綿半ホームエイド 代表取締役 牧島禎彦 長野県長野市南長池二百五番地 |
|-----|--|-----|--|

- 3 変更の年月日 令和元年七月四日
- 三 届出年月日 令和元年七月二十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十二月五日まで

● 特定計量器の定期検査の実施
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和元年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 対象となる特定計量器 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 区域 | 実施機関 |
|--|-----------|---------------|-----------|-------|---------------|
| 非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に | 令和元年九月十日 | 午前十時半から午後三時まで | 富士吉田市 民会館 | 富士吉田市 | 一般社団法人山梨県計量協会 |
| | 令和元年九月十一日 | | | | |
| | 令和元年九月 | | | | |
| | 同 | | | | |
| | 同 | | | | |
| | 同 | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|-----------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|---------------------|-----|--------------------|
| | | | | | | | | 掲げるものを除く。)、分銅及びおもり |
| 同 | 令和元年九月二十四日 | 令和元年九月二十日 | 令和元年九月十九日 | 同 | 令和元年九月十七日 | 令和元年九月十三日 | 十二日 | |
| 午後一時半から午後三時まで | 午前十時から正午まで | 同 | 午前十時から午後三時まで | 午後一時半から午後三時まで | 午前十時から正午まで | 同 | | |
| フルーツ山梨農業協同 | フルーツ山梨農業協同組合日川支所統合共選所 | フルーツ山梨農業協同組合日下部支所 | フルーツ山梨農業協同組合加納岩支所 | フルーツ山梨農業協同組合山梨支所 | フルーツ山梨農業協同組合山梨支所 | 八幡公民館 | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 山梨市(旧三富村及び旧牧丘町を除く。) | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |

| | | | | | | | | |
|----------|----------------|------------|----------|-------------------|-----------|---------------------|--------------|---------|
| 令和元年十月九日 | 令和元年十月八日 | 令和元年十月四日 | 令和元年十月三日 | 令和元年十月一日 | 令和元年九月三十日 | 令和元年九月二十七日 | 令和元年九月二十六日 | |
| 同 | 午前十時半から午後三時まで | 午前十時から正午まで | 同 | 午前十時から午後三時まで | 同 | 午前十時から正午まで | 午前十時から午後三時まで | で |
| 同 | 都留市まちづくり交流センター | 同 | 同 | 甲州市民文化会館(甲州中央公民館) | 松里公民館 | 塩山北中学校 | 梨 | 組合後屋敷支所 |
| 同 | 都留市 | 同 | 同 | 同 | 同 | 甲州市(旧勝沼町及び旧大和村を除く。) | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---|---------------|------------|---------------|------------|---------------|-----------------|----|
| 同 | 令和元年十月二十一日 | 令和元年十月十八日 | 同 | 令和元年十月十七日 | 同 | 令和元年十月十五日 | 同 | 同 | 令和元年十月十一日 | 十日 |
| 午後一時半から午後三時まで | 午前十時から正午まで | 午前十時半から午後三時まで | で | 午後一時半から午後三時まで | で | 午後一時半から午後三時まで | で | 午後一時半から午後三時まで | 午前十時半から正午まで | |
| 同組合葎崎 | 梨北農業協同組合葎崎西支店 | 同 | 同 | 大月商店街協同組合 | 大月市役所七保出張所 | 大月市役所富浜出張所 | 大月市役所猿橋出張所 | 真木公民館 | 大月市西部農村環境改善センター | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 大月市 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |

| | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 皮革面積計 | | | | | | | | | | |
| 令和元年十月 | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年十月二十五日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年十月二十一日 | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで | 令和元年九月十日から令和二年三月三十一日まで |
| 午前九時から | 午前九時から午後四時まで | 午前九時から午後三時まで | 午前九時から午後三時まで | 午前九時から午後四時まで | 午前九時から午後四時まで | 午前九時から午後四時まで | 午前九時から午後四時まで | 午前九時から午後四時まで | 午前九時から午後三時まで | 午前九時から午後三時まで |
| 特定計量器 | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 個別に県が指定する場所（令和元年十月二十四日まで）に検査を受けなかった場合には限る。） | 個別に県が指定する場所（令和元年十月二十四日まで）に検査を受けなかった場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。） |
| 甲府市を | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 山梨県計量 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | |
|--|--------|---|------------|-----|
| 二十五日から 令和二年三月 三十一日まで (山梨県の休 日を定める条 例に定める県 の休日を除く 。) | 午後四時まで | の所在の場 所(特定計 量器検定検 査規則第三 十九条第一 項各号のい ずれかに該 当する場合 に限る。) | 除く県下 全域 | 検定所 |
|--|--------|---|------------|-----|

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(航空レーザ計測、数値撮影(デジタル))
- 二 測量の地域 大沢川及び富士山全周
- 三 測量の期間 平成三十年七月二十日から令和元年六月二十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市境川町大坪字獅ヶ坪二百五十七番一から二百五十七番三まで、二百五十八番、二百五十九番、二百六十二番一、二百六十四番一、二百六十五番から二百六十七番まで、二百六十八番一、二百六十八番二、二百六十九番一、二百六十九番二、二百七十番一、二百七十番四、二百七十四番一、二百七十六番一及び二百七十七番一の区域

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

| | |
|------------|---------|
| 公共施設の種類の種類 | 位置及び区域 |
| 道路 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 静岡県静岡市清水区榎原一丁目八番三十七号 安藤紙業株式会社 代表取締役 安藤康将

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市田原二丁目九百七十三番一、千二百三十二番二、千二百三十三番から千二百三十七番まで、千二百三十八番一、千二百三十九番及び千二百四十二番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市長 堀内富久